

役員報酬規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人十人十色の定款第19条に基づき、役員に支給する対象者及び支給する月額報酬について、基本事項を定めるものである。

第2条（定義）

本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

第3条（報酬の決定）

役員の報酬は理事会で協議した支給対象者及び支給金額について、総会の議決を経る。

第4条（報酬の額）

支給対象者の報酬総額は総会の議決を経て、予算の報酬総額限度内で支給することができる。

第5条（報酬の支給日）

役員の報酬は、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

第6条（報酬の支給方法）

役員の報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。
ただし、本人の指定する金融機関口座に振り込むことができる。

第7条（委任）

この規程に定めのない事項については、法令ならびに定款あるいは理事会の決定に従うものとする。

第8条（改正）

この規程は、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成30年 2月 1日より施行する。